

和歌山県みなとまち臨時駐車場について

和歌山県みなとまち条例第6条第1項第5号に規定する「その他知事の指定する行為」及び同条例別表第1第2項に規定する「その都度知事が定める」使用料について、下記のとおり指定しましたので、公表いたします。

記

1. 和歌山県みなとまち条例第6条第1項第5号に規定する「その他知事の指定する行為」臨時駐車場を設置すること
2. 和歌山県みなとまち条例別表第1第2項に規定する「その都度知事が定める」使用料
1平方メートル1日につき4円